

中国におけるフランチャイズ事業の展開について

1. はじめに

中国の消費市場の急成長に伴い、近年、多数の日系小売・外食産業が中国に進出しています。上海の大型ショッピングモールに入ると、日本の大手フランチャイズチェーンのラーメン屋、うどん屋、カレー屋、牛丼屋、ファミレスやコンビニ等が並び、中国人客で賑わっています。そのような状況を背景に、中国でフランチャイズ方式による事業展開を検討するケースも見られます。中国商務部が2013年1月5日付でウェブサイト上に公表した情報によれば、2012年12月31日時点で合計1972社の企業がフランチャイズ届出をしており、うち外国企業は73社とされています¹。弊所でも中国のフランチャイズ事業に関する法的助言（契約交渉、当局の手続、運営上の紛争対応等）を行っています。

中国では、フランチャイズに関する特有の法規制がある点に注意を要します。最近の立法動向として、中国商務部は、「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」（2011年12月12日付）及び「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」（2012年2月23日付）を改正・公布し、前者は2012年2月1日から、後者は2012年4月1日から施行されています。

本稿においては、外国企業が中国においてフランチャイズ事業を展開する際の法的手続及び実務上の問題点について紹介します。

2. 中国フランチャイズの関連法律法規

中国における現行のフランチャイズに関する法令は主に以下の通りです。

種類	法令名	公布日
行政法規	商業フランチャイズ経営管理條例 ²	2007.2.6
部門規章	商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法 ³	2012.2.23
	商業フランチャイズ経営届出管理弁法 ⁴	2011.12.12
	商務部、国家發展改革委員会、公安部等：より一層の商業フランチャイズ、美容理容サービスにおける詐欺行為の是正に関する通知	2005.11.4
	商務部：商業フランチャイズ活動管理の強化に関する通知	2005.3.10
	財政部：商業フランチャイズ経営の財務管理問題に関する暫行規定（財商字[1997]411号）	1997.09.29
	部門規範性文件	商務部：「十二五」期間に商業フランチャイズ経営の健康發展を促進することに關する指導意見
業界規定	商業フランチャイズ企業備案管理弁法（試行）	2000.1.26

3. 中国でフランチャイズ事業を行うための資格要件

中国においてフランチャイズ活動を展開しようとするフランチャイザーは、以下のような法定の資格要件を充たしている必要があります（「商業フランチャイズ経営管理條例」第7条）、当該要件を欠いて中国国内においてフランチャイズ事業を行う場合は、最高50万人民元の罰金等のペナルティを課せられるおそれがあります（「商業フランチャイズ経営管理條例」第24条）。

フランチャイザーの資格要件

- ① 成熟した経営モデルを有し、且つフランチャイジーに対して経営指導、技術支援及び業務訓練等のサービスを引続き提供する能力を有すること。
- ② 少なくとも2つの直営店を有し、且つ経営期間が1年間を超えていること（いわゆる「両店一年」）。

フランチャイザーが中国国内においてフランチャイズ事業を展開したい場合、後述するフランチャイズ契約の届出手続において、少なくとも2社の直営店を開設し且つ1年間以上営

本ニューズレターの執筆者



のむら たかし
野村 高志
カウンセラー
弁護士



しゅう ひ
周 飛
フォーリン
アトニー
(中国法弁護士)



はやかわ いっぺい
早川 一平
アソシエイト
弁護士

本稿は、みずほコーポレート銀行発行の Mizuho China Monthly (2013年4月号)に掲載されたものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

業していることを証明する書面を提出しなければなりません。なお、「直営店」は中国国内の直営店に限定されず、フランチャイザーが中国国外にて設立した直営店も含まれると解されています。

この点、以前は、「直営店」は中国国内の直営店に限定されており、外国企業は中国国内に設立した外商投資企業を通してフランチャイズ経営活動を行う必要がありました(2004年4月16日公布の「外商投資商業領域管理弁法」第3条、2004年12月30日公布の「商業フランチャイズ経営管理弁法」第7条参照)。そのため海外で実績のあるフランチャイズ業者も、中国ではまず外商投資企業を設立し、2軒の直営店を開設して1年間以上営業することでフランチャイザーの資格要件を満たす必要がありました。その後、2007年に現行の「商業フランチャイズ経営管理条例」が制定されてから、外国企業が直接に中国国内においてフランチャイズ経営活動に従事することができるようになりました(明確にこれを定めるのは、旧法(2007年4月30日公布)の「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」第17条です)。

なお、フランチャイザーは当該直営店が継続して営業されている状況を書面で証明しなければならず、国外の直営店の場合は、当該国の政府部門から発行する公的な文書がある場合はそれにより証明します。そのような公的な文書が取得できない場合、実務上は当該フランチャイザーの所属する業界団体が発行する文書により証明した例があります。

4. フランチャイズ事業に必要な法的手続の流れ

中国でフランチャイズ事業を開始するのに必要な手続の流れは、(a)フランチャイザーのフランチャイジーに対する情報開示、(b)フランチャイズ契約の締結、(c)商務部門への届出となります。フランチャイズ契約の締結により、契約自体の効力は発生しますが⁵(つまり、届出は発効要件ではありません)、商務部門に対して届出をしない場合は、罰金等のペナルティを課されるおそれがあり注意が必要です。



(1) フランチャイザーの情報開示義務

フランチャイザーは、フランチャイズ契約の締結日より30日以上前に、書面によりフランチャイジーに対して法律に定める基本情報資料及びフランチャイズ契約書を開示する必要があります⁶。基本情報資料の内容は以下の通りです(「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」第5条)。フランチャイザー

に対し、かなり広範且つ詳細な情報開示の義務が課せられている点に注意を要します。

フランチャイザーによる情報開示

- ① フランチャイザー及びフランチャイズ経営活動に関する基本状況(フランチャイザーの名称、住所、フランチャイズ活動の概況等)
- ② フランチャイザーが保有する経営資源に関する基本状況(フランチャイザーが所有する商標、特許等に関する説明等)
- ③ フランチャイズ経営費に関する基本状況(前払料金、保証金等の支払条件、返還条件等、フランチャイザーが第三者に代わって料金を徴収する時の状況説明等)
- ④ フランチャイジーに提供する製品、サービス、設備の価格、条件等に関する状況(購入価格、条件等)
- ⑤ フランチャイジーのために継続して提供するサービスの状況(業務トレーニング、技術サポートの具体的な内容等)
- ⑥ フランチャイジーの経営活動に対する指導・監督の方式及び内容(経営指導の計画、具体的内容等、監督の方式、内容、責任区分等)
- ⑦ フランチャイズ経営拠点の投資予算の状況(加盟料、トレーニング費、不動産および内外装費用、免許証費用、開業回転資金等の見積及び根拠)
- ⑧ 中国国内のフランチャイジーに関する状況(現有および見積のフランチャイジーに係る数量、分布、経営状況、利益等及び当該情報の出所)
- ⑨ 直近2年の会計士事務所又は監査事務所の監査を受けたフランチャイザーに関する財務会計報告書の概要及び監査報告書の概要
- ⑩ フランチャイザーの直近5年におけるフランチャイズ経営に関連する訴訟及び仲裁に関する状況(事件の概要、訴訟(仲裁)申請、管轄及び結果を含む)
- ⑪ フランチャイザー及びその法定代表者の重大な違法経営記録に関する状況(行政法執行部門から30万元以上の罰金を科せられた状況及び刑事責任を追及された状況)
- ⑫ フランチャイズ経営契約書類(フランチャイズ経営契約のサンプル及びその他の締結する予定がある同種の契約サンプル)

(2) フランチャイズ契約の締結

次に、フランチャイザーは、フランチャイズ事業を行おうとするフランチャイジーとの間で、書面にてフランチャイズ契約を締結する必要があります。フランチャイズ契約には以下に挙

げる事項を記載する必要があります(「商業フランチャイズ経営管理条例」第 11 条)。同契約は、商務部門への届出資料のうちの一つとなります。

フランチャイズ契約の必要的記載事項

- ① 当事者の名称、住所
- ② フランチャイズ権の内容、期限、地域及び独占的なものか否か
- ③ フランチャイズ料の種類、その金額、支払方法及び保証金の受領及び返還の方法
- ④ 秘密保持条項
- ⑤ 経営対象である商品又はサービスの品質コントロール及び責任
- ⑥ 研修と指導
- ⑦ 商号の使用
- ⑧ 商標等の知的財産権の使用
- ⑨ 消費者からのクレーム処理
- ⑩ 宣伝及び広告
- ⑪ 契約の変更及び解除
- ⑫ 違約責任
- ⑬ 紛争解決条項
- ⑭ 双方が約定するその他の条項

なお、(a)フランチャイズ契約に、フランチャイジーが契約締結後の一定期間において一方的に契約を解除できる旨を規定する必要がありますが、また(b)最初のフランチャイズの期間は 3 年間を下回ることができない(フランチャイジーが同意した場合を除く)とされている点にご留意ください(「商業フランチャイズ経営管理条例」第 12 条、第 13 条)。

日本でもフランチャイズ事業に関するフランチャイザーとフランチャイジー間の訴訟・紛争は多数存在しますが、中国でも同様の紛争が見られますので、契約条項のドラフティングや契約交渉においては、リスクヘッジの観点から十分検討する必要があります。

(3) 商務部門への届出

フランチャイザーは、最初のフランチャイズ契約を締結した日から 15 日以内に、以下の通り商務部門に届出手続を行う必要があります⁷。期限内に届出をしない場合は、商務部門からは正期間を指定して届出を命じられ、且つ 1 万元～5 万元の罰金を課されるおそれがあります。更に、指定された正期間を超過しても届出しない場合、5 万元～10 万元の罰金を課せられ、且つ公告されるおそれがあります(「商業フランチャイズ経営管理条例」第 25 条)。以下、届出機関と届出手続について紹介します。

I. 届出機関

フランチャイザーは、以下の地域的区分に従い、商務部及び省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門に対して、フランチャイズ契約の届出手続を行います(「商業フランチャイズ経営管理条例」第 8 条)。

- ・ 省・自治区・直轄市の範囲内においてフランチャイズ事業を展開する場合：フランチャイザー所在地の省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門に対して届け出る
- ・ 省・自治区・直轄市の範囲を跨ってフランチャイズ事業を展開する場合：商務部に対して届け出る⁸

なお、フランチャイザーが外国企業の場合、管轄機関は商務部となり、フランチャイザーである外国企業が商務部に対して資料を提出しなければなりません。

II. 届出手続

ア 【書面届出】

外国企業がフランチャイザーとして届出手続を申請する場合、下記の資料を、届出機関に郵送又は窓口を持参して提出する必要があります。また、当該資料の PDF 版は、以後にネット上で商務部に対して提出する必要があるため、当該資料の現物を提出する前に、その PDF 版を作成して保存しておく必要があります。

- ① フランチャイザーの主体資格証明
- ② フランチャイザーの法定代表者の身分証明及びそのコピー
- ③ フランチャイザーの社名、連絡担当者、連絡担当者の職務、電話、ファクシミリ、住所、郵便番号、電子メール
- ④ 「両店一年」の証明資料、海外直営店の営業証明
- ⑤ フランチャイズ活動と関連する商標権、特許権及びその他の経営資源に係る登録証書
- ⑥ 中国国内のフランチャイジーと締結した最初のフランチャイズ契約書
- ⑦ 法定代表者が署名・捺印したフランチャイザーの誓約書⁹(会社捺印、法定代表人署名)

※フランチャイザーが届出手続を他人に委任する場合は、下記で述べる認証済みの委任状及び受託者の身分証明の原本及びコピーを提出する必要もあります。

また、その他の注意点は以下の通りです。

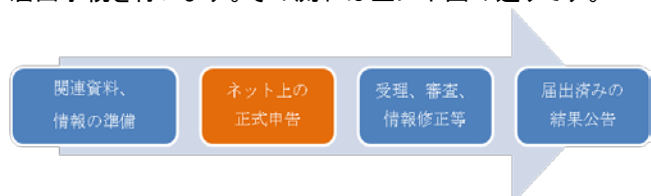
- ・ 中国の法令上、その営業に許認可が必要とされる商品及びサービスについては、関連主管部門の批准書類を提出する必要があります。
- ・ 関連書類が中国国外において作成された場合、所在国

の公証機関による認証を受け(中国語訳文の添付が必要)、且つ所在国の中国大使館・領事館による認証を受ける必要があります。

届出機関は、フランチャイザーの提出資料を受領してから10日以内に審査を行うものとし、提出資料等に不備がある場合、7日以内にフランチャイザーに通知し、資料等を追加提出するよう要求することができます(「商業フランチャイズ経営管理条例」第9条)。

イ 【インターネット上の届出】

書面届出の完了後、商務部から「商業フランチャイズ経営情報管理システム」の登録番号及びパスワードが発行されます。同登録番号及びパスワードを利用し、インターネット上の届出手続を行います。その流れは主に下図の通りです。



インターネット上の届出手続を行う際には、上記の書面届出の際に提出する各書面資料の PDF ファイル版に加えて、以下の情報を商務部の「商業フランチャイズ経営情報管理システム」に入力する必要があります。

- ① フランチャイズ経営に係る基本状況
- ② 中国国内における全てのフランチャイジーの店舗分布に係る状況
- ③ フランチャイザーの市場計画書
- ④ フランチャイズ経営操作マニュアルの目録

上述情報を入力する時に、フランチャイザーの第1号、第2号直営店の住所及びフランチャイザーの主要管理者の背景情報等も入力する必要があります。アップロードした資料・情報に不備がある場合には、商務部の担当者から修正・再入力を求められます。なお、フランチャイザーが指定する期間内に届出手続を行わない場合、登録番号及びパスワードが失効しますので注意が必要です。

インターネット上で必要な資料・情報をアップロードしてから約2週間程度で商務部から連絡があり、同システムにより正式に登録されたことが公開されて、インターネット上の届出手続が完了します¹⁰。

5. おわりに

中国においては上述したような特有の法規制や当局の手続が要求されており、実際には相当煩雑な作業が必要となりますので注意が必要です。また中国ではフランチャイズ事業は、まだまだ新しい(言い換えれば成熟していない)事業形態であり、中国のフランチャイジーに対し、いかにインセンティブを与えつつコントロールを利かせていくかは常に難しい問題です。フランチャイズ契約の規定上、しっかりした防御手段を尽くしておくことに加え、現地での加盟店サポート体制をいかに構築するかが鍵となると言えます。

以上

- 1 <http://ltfzs.mofcom.gov.cn/article/c/h/201301/20130108511569.shtml>
- 2 本条例の施行により、旧法である「商業フランチャイズ経営管理弁法」(2004年12月30日公布)は廃止されました。
- 3 本弁法の施行により、旧法である「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」(2007年4月30日公布)は廃止されました。
- 4 本弁法の施行により、旧法である「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」(2007年4月30日公布)は廃止されました。
- 5 「北京市高级人民法院:商業フランチャイズ契約トラブル案件を審理する際の適用法律に関する若干問題への指導意見」(2011年2月24日公布)第7条
- 6 フランチャイザーは、フランチャイジーに情報を開示する前に、フランチャイジーに対して秘密保持協定を締結するように要求する権利がある(「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」第7条)。
- 7 届出に必要な資料を取得するのに時間を要する場合は、事前に商務部門の担当者と協議をして期限の猶予を認められるケースもあります。
- 8 なお、商務部は、省・自治区・直轄市の範囲を跨いだフランチャイズ事業に関する届出業務を、関連する省・自治区・直轄市人民政府商務主管部門に委託できるとされています。
- 9 フランチャイザーが中国の関連法律法規、主管部門の管理等に従うことについての誓約書であり、書式のサンプルは商務部のホームページからダウンロードすることが可能です。
- 10 届出手続完了後、①フランチャイザーの工商登記情報、②経営資源に係る情報、③中国国内のすべてのフランチャイジーの店舗分布、に係る状況に変更がある場合、フランチャイザーは、変更事由の発行日から30日以内に届出機関に対し変更を申請する必要があります。また、フランチャイザーは、毎年3月31日までに、前年度に締結、抹消、終了、更新したフランチャイズ経営契約に係る状況を届出機関に報告する必要があります。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

(東京事務所 中国プラクティスグループの連絡先)

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

TEL: 03-5562-9260 FAX: 03-5561-9711~9714

E-mail: eapg@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp>

〒100025 北京市朝阳区建国路 81 号 華貿中心 1 号写字楼 17 層 06 号

TEL: +86-10-8588-8600 FAX: +86-10-8588-8610

E-mail: info@juristoverseas.cn

(北京事務所の連絡先)